

## 上田助役、間違っていたら謝ってください！

### 超過勤務を認めない行為に、 会社からも注意があったはず！

2月10日、車掌の退出点呼において、終了した実際の時間が5分の超過勤務が発生していたにも関わらず担当した上田助役はその超過した労働時間を認めませんでした。その取り扱いに疑問を感じた車掌クルーがその場で申し出ましたが、理由を明らかにすることもありませんでした。

当該の車掌であった東海労組合員が超過勤務の取り扱いについて苦情申告を提出すると、会社は「労務提供を受けたのだから超過勤務をつけるのは当然である。」として現場に指導を行いました。以前、車掌の売上金の過不足金発生に伴う聞き取りや、管理者から指示される書面の提出に要する超過勤務を認めていない取り扱いについて労基署より注意が発せられました。このような経過もあり、超過した勤務がたとえ1分でも認めるようになっていました。会社もこうしたルールを認めているにも関わらず、上田助役は勝手な解釈で判断を行ったことは明らかです。

一時は当日担当したクルーの車掌長の責任が問われたり、見習い車掌の準備が遅くなったことが超過勤務と見なさない理由とされるところでした。このことは車掌業務に必要とする準備報告時間や見習い乗務の時間不足が要因としてあるのではないのでしょうか。

後日、谷岡運転科長から会社からの指示と紳士的な説明もあり超過勤務は認められています。上田助役の行為をいちいち社員に説明する姿は苦勞が絶えないものとなっています。

しかし、今回の問題となった上田助役から当該車掌に一言あってもいいのではないのでしょうか？！ご本人は過去、京都駅在勤時にも同じ様な問題を発生させていますし、他のクルーにも同じ事例を起こしていることが多々明らかになっています。ご本人からは今日に至っても謝罪の言葉さえありません。

一方、乗務員が仮に誤った取扱いを行ったときは、厳しい言葉が投げかけられます。管理者だけ特別な取扱いをされたのではたまったものではありません。

**会社は、労基法違反にならないよう、  
超過勤務の管理はしっかり行なうべきです！**

